

## 青森県内における高齢者・障がい者虐待等の発生に関する本会の対応について

近年、青森県内の高齢者・障がい者施設等において、虐待事案が繰り返し発生しています。

施設内での虐待は、入所者・利用者の権利を侵害するものであり、社会福祉に従事する者として許されるものではありません。今後、このような事案が繰り返されることのないよう、強く願うものです。

公益社団法人青森県社会福祉士会では、これまで、社会的な援助を必要とする方々に対する権利の擁護に努めるとともに、虐待防止に関する普及・啓発、虐待事案に係る対応困難事例等への相談事業を実施して参りました。

今後とも、会員一人ひとりの倫理性を高め、資質の向上を図るために、生涯研修制度に基づく研修を実施していくほか、権利擁護に関するセミナー等を開催し、虐待の未然防止について県民の皆様とともに取組を進めるとともに、高齢者及び障がい者への権利擁護相談支援事業の一層の推進を図ることにより、虐待事案への対応に努めて参ります。

平成 27 年 7 月 18 日

公益社団法人青森県社会福祉士会  
会 長 奈 良 秀 夫